○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八二）　二三三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八三）　二三五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（同八四）　二四七
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（消防庁二）　二四八
○電磁的記録の方式等を定める件の一部を改正する件（法務六〇）　二五〇
○磁気ディスクへの記録方式及び磁気ディスクの構造の指定に関する件の一部を改正する件（同六一）　二五一
○法務大臣が指定する電磁的記録媒体への記録方式に関する件の一部を改正する件（同六二）　二五一
○電子証明書の方式等に関する件の一部を改正する件（同六三）　二五二
○磁気ディスクの方式等を定める件の一部を改正する件（同六四）　二五七
○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件の一部を改正する件（同六五）　二五八
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務五七）　二五八
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件の一部を改正する告示（外務・財務・国土交通一）　二五九
○関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（財務五〇）　二六〇
○関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件の一部を改正する件（同五一）　二六一
○関税法施行令第四条の十二第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（同五二）　二六一
○法人税法施行規則第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（同五三）　二六二
○所得税法施行規則第六十三条第五項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（同五四）　二六二
○消費税法施行令第五十条第二項、第五十四条第五項、第五十八条第三項、第五十八条の二第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条第二項並びに消費税法施行規則第五条第三項及び第十六条第三項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（同五五）　二六二
○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニに規定する国税庁長官が定めるところを定める件の一部を改正する件（国税庁九）　二六三
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（厚生労働四八）　二六三
○日本薬局方の一部を改正する件（同四九）　二九八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同五〇）　二九八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件（同五一）　二九九
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同五二）　二九九
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件（農林水産四八〇）　三〇〇
○農産物規格規程の一部を改正する件（同四八一）　三〇〇
○指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針及び第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第二条の規定に基づくファイルへの記録の方法の一部を改正する告示（経済産業・環境一）　三〇一
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う特許庁関係告示の整備に関する件（特許庁二）　三〇一
○平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（国土交通二〇九）　三〇一
○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件（同二一〇）　三〇一
○平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号の一部を改正する件（同二一一）　三〇一
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を改正する件（同二一二）　三〇一
○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件（同二一三）　三〇二

（以下次のページへ続く）